

## 独占禁止法審査手続についての懇談会運営規則（案）

平成 26 年 2 月 28 日

懇談会決定

## 1. 懇談会の運営

懇談会の議事手続その他、懇談会の運営については、「独占禁止法審査手続についての懇談会の開催について」（平成 26 年 2 月 12 日内閣府特命担当大臣決定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

## 2. 議事

（1）座長は、懇談会の進行を務める。

（2）座長は、座長の職務を助けるため、委員の中から座長代理を指名することができる。

座長代理は、座長の命により、座長の職務を代理することができる。

## 3. 書面による意見の提出

都合により懇談会に欠席する委員は、座長を通じて、付議される事項につき、書面により意見を申し出ることができる。

## 4. 資料の公表

懇談会での配布資料は、原則として懇談会終了後速やかに公表する。

## 5. その他

この規則に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、座長が定める。